

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の  
一部改正に関する意見募集の結果について

令和3年3月11日  
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人6社、16件

No	ご意見等	本会の考え方
<b>【投資信託財産の評価及び計理等に関する規則】</b>		
<b>全般</b>		
1	今回の改正を行うことで、ASBJの時価会計基準と本規則の同等性を確認するものとのこと。本規則各条の各資産の評価方法については特段改正が行われていないが、ASBJの時価会計基準に則ったものである、即ち、本規則で定める評価方法が「時価」である、という理解でよいか。	今回の改正案においては、第3条第1号で、組入資産の評価は、原則として、時価の算定に関する会計基準に則り、時価により行うこととしており、実務上、従来に引続き、各条で定める評価方法に従うことが多いと考えられますが、本規則各条で定める各資産の評価方法で算定された価格が、必ず「時価」になるということではございません。第3条第4号では、当該手法に抛り難いと委託会社が判断した場合は、「時価の算定に関する会計基準」に則り、委託会社が適切と判断した価格で評価することとしております。
<b>第3条 第1項(1)</b>		
2	括弧内に規定されている「売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格」とは、具体的な時価の種類は何を指しているのか(終値ではなく、買い気配なのか等)が不明なので、ご教授いただきたい。	「売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格」とは、基本的に上場有価証券であれば、取引所の終値、これがない場合には買い気配等を指すものと考えておりますが、その他、資産の性質により様態は異なるものと理解しております。
3	投資信託の基準価額は解約のみならず追加設定にも適用される。投資信託の保有銘柄について、時価の定義の変更により、売却価額で評価する場合、ファンドによっては、従来より基準価額が低く計算されることとなる。低く計算された基準価額が適用され追加設定が行われる結果、ファンドが資金流入超の傾向にある間、追加設定受益者が払い込む資金では追加設定口数に相当する信託財産の構築が出来ず、ファンドパフォーマンスの低下や既存受益者と追加設定受益者間の不公平が発生するなどが想定されるが、その点の整合性をどのように整理したのかご教示願いたい。	今回の改正は、「時価の算定に関する会計基準」と整合性を確保するために、会計基準における時価の原則的な考え方を反映する等の改正を行ったものであり、基本的には各資産の評価自体が従来と大きく異なる可能性は低いと想定しております。
4	「当該取引における資産の売却によって受け取る価格」とは、売値に基づき評価すべきとの理解でよいか。企業会計においては保守主義の観点から売値を基準とすることにも合理性があると考	「当該取引における資産の売却によって受け取る価格」につきましては、基本的に主たる取引市場の終値を指していますが、外貨建て資産の邦貨換算の際に使用する評価レートにつきましては、為替取引に係る損益を測定するものではないことか

	<p>えられるが、投資信託財産の評価はその性質上仲値が基準となるべきと考えられ、実際、公社債の評価（21条1号）や外貨建資産の評価（第6章）については、かかる考え方に基づく評価基準が原則として採用されているところである。</p> <p>現在FXは協会発表のTTMで協会員全員が外貨を評価しているが、売値での評価となる場合、そこも変更されるのか。</p>	<p>ら、TTMを採用しており、これについて今回の改正により変更することは予定しておりません。また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第9項では、「時価を算定する資産又は負債に買気配及び売気配がある場合、当該資産又は負債の状況を考慮し、買気配と売気配の間の適切な価格をインプットとして用いる。これは、実務上の簡便法として用いられる仲値等の利用を妨げるものではない。」としております。</p>
5	<p>「・・・資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格」とあるが、外債の債券価格に関し、MID値から評価利用しているケースもあるため、MIDプライスも許容した書き方に修正いただきたい。</p>	<p>ご指摘頂いている点につきましては、原則的な考え方を提示しているものであり、対象となる金融商品の性質によってMIDプライスを用いた評価が否定されるものではないと考えております。また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第9項では、「時価を算定する資産又は負債に買気配及び売気配がある場合、当該資産又は負債の状況を考慮し、買気配と売気配の間の適切な価格をインプットとして用いる。これは、実務上の簡便法として用いられる仲値等の利用を妨げるものではない。」としております。</p>
6	<p>「・・・市場参加者間で秩序ある取引が行われる・・・」とあるが、「秩序ある」とは、具体的にどういった状況・ケースを指しているのか。</p>	<p>「時価の算定に関する会計基準」第4項（2）において、「秩序ある取引」とは次のとおりとしており、同規則においても同様のものを指しております。</p> <p>「秩序ある取引」とは、資産又は負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間において市場にさらされていることを前提とした取引をいう。他から強制された取引（例えば、強制された清算取引や投売り）は、秩序ある取引に該当しない。」</p>
<b>第3条第1項（2）（3）</b>		
7	<p>第2号にある継続性と、第3号にある妥当性・合理性は、時として相反する場合も想定されるが、委託会社の裁量で判断する、ということによいか。</p>	<p>妥当性、合理性等については、委託会社が判断することになりますが、妥当性・合理性等が損なわれている場合は、継続性に関わらず、妥当性・合理性等を確保する方向への変更が必要になると考えられます。</p>
<b>第3条第1項（3）</b>		
8	<p>第三者とは具体的に何を示すかについて、ブローカー、ファンド・アドミニストレーター、情報ベンダー等が広く含まれるという理解でよいか。</p> <p>「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号）」では、「取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる。」と定められているが、時価ベンダー（情報ベンダー）から入手した価格とブローカーやファンド・アドミニストレー</p>	<p>ご理解の通り、第三者には、幅広くブローカー・ディーラーや時価ベンダー等が含まれるものと理解しております。</p>

	ターから入手した価格が同列に扱われるのは違和感のあるところである。	
9	(ファンド・アドミニストレーターが「第三者」に該当するとした場合) ファンド・アドミニストレーターから提供された価格に関し、例えば、当該ファンド・アドミニストレーターのSSAE16等の内部統制報告書を確認することで当該価格の妥当性、合理性等を検証したと考えてよいか。	第三者から提供された価格の検証につきましては、各委託会社が適切と考えられる方法を判断して行って頂く性質のものであり、当該判断にあつては今後通知する予定である第三者から提供された価格を評価に使用する場合における実務上の留意事項をご参照ください。
10	第三者から提供された価格に関し、必ずしも委託会社で二重計算又は検算することを求めているわけではなく、妥当性、合理性等についての検証の仕方は各社の判断に委ねられているという理解でよいか。	ご指摘の通り、第三者から提供された価格の検証につきましては、各委託会社の判断に委ねられております。当該判断にあつては今後通知する予定である第三者から提供された価格を評価に使用する場合における実務上の留意事項をご参照ください。
11	「…当該価格の評価に用いることについての妥当性、合理性等について、定期的に継続して社内で検証すること」とあるが、妥当性・合理的検証とは実務運営としてどのようなことを行うことが期待されているのか、具体的にコメント頂きたい。	第三者から提供された価格の検証につきましては、各委託会社の判断に委ねられております。当該判断にあつては今後通知する予定である第三者から提供された価格を評価に使用する場合における実務上の留意事項をご参照ください。
12	新設第3号で規定されているのは「評価」についてではなく、それを担保する「継続的な社内検証」や「社内体制の整備」についての規定であるので、「組入資産の評価の原則」として定める第3条にて規定するものではなく、第4条(委託会社の社内体制の整備)にて規定するのが適切と思料。	当該規定は第3条のその他の規定と一体不可分な規定と考えておりますことから、原案を維持させていただきます。
<b>第3条第1項(4)</b>		
13	保存10年間が要請される財務諸表やそれを構成する証憑のような法定帳簿ではないので、4号で規定されている意思決定の記録として10年間は長いのではないか。計算書類の作成や有価証券の取引に関しその評価を決める証憑となるものである(当該証憑の文書保存年限は7年間)し、先の流動性リスク管理規制において管理態勢・方針・方法等の意思決定に係る証憑の保存年限として7年と決められていたので、7年間が適切ではないか。	ご意見ありがとうございます。貴見を踏まえ、保存年限を短縮し、7年間に修正させていただきます。
<b>第3条、第5条</b>		
14	JGAAPに基づき時価会計基準を適用した財務監査を受ける正当性は理解しているが、財規に基づくディスクロージャー(投資銘柄のレベル別開示や、レベル毎の資産額の開示)を投信においても行うか否か、また、それぞれ投信開示における適用時期を明記すべきではないでしょうか。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の投資信託におけるレベル別開示につきましては、諸外国の状況も踏まえ、その必要性を含め引き続き、関係各方面と検討してまいります。

附則		
15	<p>当該改正により、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」に従ってファンドが保有する金融商品の時価を算定することになると理解していますが、同基準では、適用時期に関して「2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。」とされています。また、早期適用が認められているものの、「2020 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から」又は「2020 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から」適用するとされており、期中における任意の計算日から適用することは想定されていません。</p> <p>この点に関し改正案では、「この改正は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する」とされていますが、第 3 条第 1 項において「組入資産の評価は、原則として、時価の算定に関する会計基準に則り、」とされていることから、「令和 3 年 4 月 1 日より、適用時期も含めて同基準を参照する」という趣旨である、との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>すなわち、ファンドの財務諸表の観点では、令和 3 年 4 月 1 日以後開始する計算期間又は特定期間の期首より適用することになり、すべてのファンドに関して計算期間又は特定期間に拘わらず令和 3 年 4 月 1 日より一斉に適用することを意図している訳ではないことを念のため確認させていただけるでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、今回の改正は該当の記載は時価の算定に関する会計基準との整合性を確保することがその趣旨であり、適用時期も含めて当該会計基準を参照することが考えられます。</p>
その他		
16	<p>上記のような具体的内容を示すのに、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」に紐付けて規定すべきではないか。例えば、細則において</p> <p>第●条 規則第 3 条第 3 号において規定する第三者から提供された価格を評価に用いることについての妥当性・合理性等については、委託会社は次のような判断基準を持つこととする。ただし、1 号から●号に掲げるものが全てではない。</p> <p>(1) . . . . . (2) . . . . . . . . . . (●) . . . . . (●+1) 前各号に掲げるもの以外に、会計基準に従って算定されたものであると委託会社が判断した場合にはその手続によ</p>	<p>本会員の実務上の参考とするため、第三者から提供された価格を評価に使用する場合における実務上の留意事項を検討し、別途、会員に対して通知することを予定しております。</p>

	ることもできる。但し、その場合は規則第 3 条第 4 号に準拠した記録の保存を行うこととする。 など。	
--	--	--

貴重なご意見をいただきありがとうございました。